

日本教育史上の手習(中)

高橋 俊 乘

五

平安時代の末から鎌倉時代へかけて武士が歴史の表面に現れて活動し、政權を把るやうになる。武士は元來、田舎の開けない地方に居つたから、元はその文化が低かつた。趣味が下劣で、舉動が粗野で、無學であり、文盲である。平家物語(八卷)に源義仲を「色白うみめはよい男にて有けれども、起居のふるまひの無骨さ、ものいうたる詞つゞきのかたくななる事限りなし。理かな、二歳より卅に餘るまで、信濃國木曾といふ山里に住なれておはしければ、なじかはよかるべき。」とある如く、一生、又は一生の大半を田舎で暮した武士は、大抵義仲同様に無骨粗野であり、無學であつたであらう。源頼朝はその重臣たる土肥實平や千葉常胤をさへ「不分清濁之武士也(吾妻鏡元暦元年十一月)」と評してゐる。但しこゝの清濁の區別とは、心の清濁即ち倫理的判斷の意味ではなくして、知識的判斷について言つたので、黑白の區別も知らない程、無學だといふ意味である。

一條兼良の東齋隨筆に次のやうな話が載せてある。平安時代中期の道長の頃の

話であるが、大中臣輔親が六條室町の邊に邸を構へてゐた。或春、軒近き梅が枝に、毎日鶯が來て美しい聲で鳴くので、これを愛し、或日、時の歌人どもを數名招待して、鶯の聲を聞かせようとした。豫め召使つてゐる伊勢武者に、客人を招待するから、鶯を逃がすなど命じておいた。朝から歌人どもが集つて、今や鶯が鳴くかと、大聲で話もせず、待つてゐたが、正午近くなつても、鳴かない。今日に限つてどうしたことかと、主人は件の武士を呼んで、「今日は來ないのか。」と訊ねると、「先程から來てゐますが、逃げさうだつたから、召し止めました。」と答へた。「召し止めるとはどうするのか。」と疊みかけて訊ねると、「取つて參ります。」と言つて立去り、木の枝に鶯を紐で結びつけて持つて來た。驚いて、その理由を聞くと、「昨日の仰せに、鶯を逃がすなど承りましたから、云ふ甲斐なく逃がしては、弓矢取る身の不覺と存じ、矢をはげて射落しました。」と、したり顔に言つた。武士の面つきが、あまり恐いので並み居る歌人も、誰一人その無作法をなじる者がなく、一人去り二人去り、ろくに挨拶もせず、還つたとある。伊勢武者は平清盛の一族であらう。伊勢平氏とすると、文雅風流で聞えた平氏も、最初にかほごに無風流、沒趣味なものであつたといふのである。作り話かも知れないが、原始的な武士の無學な點が、よく描れてゐる。

執權北條泰時は古今稀に見る良政治家であるが、彼れが鎌倉幕府の根本法典なる貞永式目を作つた時に、その制定の事情を書いて、京都の六波羅探題をしてゐる一族の重時へ送つた手紙の中にも、

此の式目はたゞ假名を知れるものゝ世間におほく候がごとく、あまねく人に心えやすからんために、武家の一人の御はからひ、遁るべきにあらず候也。凡法令

(大寶令以下
の律令格式)

のをしへ、めでたく候なれども、武家のならひ、民間の法、それをうかひ

知りたるものは百千が中に一兩もありがたく候歟。仍諸人知らず候處に、俄に法意をもて理非を勘候時に、法令の官人、心にまかせて輕重の文共をひきかんがへ候なる間、其勘録一同ならず候ゆへに、人皆迷惑候云々、これによりて文盲の輩もかねて思惟し、御成敗も變々ならず候はむために、この式目を註置かれ候者也。と言つてある。又別の手紙に曰く

かねて式目をつくられ候。其狀一通まいらせ候。かやうの事は宗と法令(大寶令以下の律令式)の文に付てぞ沙汰あるべきにて候に、ゐ中には其道をうかひい知たるもの千人萬人の中に一人だにもありがたく候。

これによれば、朝廷の法令は條文が完備してゐるが、それをよく心得た者は千人萬

人の中に一人もないといふのである。文意からは、この無學の輩は必ずしも武士と限らない。「普く人の心えやすからんために」作られたのであるが、主として武士が裁判官となる時の心得を目標とした事と思はれる。

しかしかく素養の乏しい武士、元來文化の程度の低い武士も支配階級となれば無學では困る。平均しては學問に志す者が少く、また學問の程度は低くても、全然無學では無かつた。承久の亂に北條泰時に従ふ武士五千人中、院宣を読み得た者は藤田三郎只一人だと云ふのは、勿論吾妻鏡の讀方の誤謬である。

庭訓往來の三月の條に、武士の邸宅の一般形式を示した中に、學問所や文庫を設けるべきことを述べてゐる。この學問所は勿論書齋の意であつて、學校の事ではない。庭訓往來は後にも説く如く、足利四代將軍義持頃の著であるから、この武士の邸宅の形式も、義持ごろの形式であると思ふべきであるが、少し溯つて鎌倉時代の未には既にかゝる學問所や文庫を設けることが、可なり普及してゐたものかと思はれる。有名な足利學校や金澤文庫も、かゝる學問所や文庫の發達したものである。

元來文化の低い武士が、學問をするとなれば、大抵は儒書を讀んだり、詩文を作つたりする、比較的高等な研究よりも、内容の單純な、すぐ間にあふ實用的な文字、語句を知

るだけでも、事が足りるわけである。かゝる程度の漢字の知識は手習の手本を少し工夫して、常識的な初歩の知識を含むものとしておけば、日常入用な文字の一通りの事は、手習の間に覚えることが出来る。それ以上、志の深いものは、儒教の經傳なり、詩や文を學ぶのもよいが、鎌倉時代になつては、前記の如く、一般に學問が衰へてゐるか、昔の平安盛時に朝臣たちが漢文學を盛んに學習したやうな事は、鎌倉時代に於ては、とても出来るものではない。儒者の家筋や學僧等は別として、公卿や武士どもは、普通はさう深い學問はない。まして低い階級の武士、下つて農工商人の類は手習の際に得た漢字の知識でも、世渡りに一通りは間に合つてゐたであらう。

故に手習が一般學習の第一歩であり、しかも、多くの場合、學習の終點でもあつた。吾妻鏡仁治二年十二月八日の條に、

小侍所番帳更被改之、每番堪諸事藝能者、一人必被加之云、手跡、弓馬、蹴鞠、管絃、郢曲以下事云々、諸人隨其志、可始如此一藝之由被仰下是於時依可有御要也。

又同書文應元年正月廿日の條にも、

今日於御所中被定置晝番衆、其内於壯士者、歌道、蹴鞠、管絃、右筆、弓馬、郢曲以下、都以下堪一藝之輩者、於時依可有御要、被定結番者、云々。

とある。右筆はこゝでは勿論書道の義である。右の手跡、弓馬など六つの藝能が武士の修養範圍の全部とは言へないにしても、ほゞ主なるものを列擧したものとすれば、武士は所謂學問としては、主に習字を行つたものと見てよい。沙石集に或僧の學問の出來た事を「手迹なんどもなだらかにかなりければ、(卷一)」と記してあるのも、同じ事例である。

鎌倉時代以後になつても、手習以上には、昔平安時代に中心の學問と見られた漢學を、學ぶのであるから、鎌倉時代の末から室町時代には、手習が漢學と同じ度合に重んぜられるに及び、手習と漢學との二者を並べ稱して、優れた學者の努むべき重要な修養と見るやうになつた。室町時代に廣く行はれた寺院で行ふ俗人教育も、手習のみを課するか、然らずんば、手習と讀書とを學習せしめたやうである。細川頼之記に「天龍寺ノ長老春屋和尚法春正藏主ト云人アリ、能書ト云文才世ニナラビナシ」ト記シ、又「東寺澄快法師ハ能書ト云、内外傳トモニ通達ノ人ナレバ」などと記してあるのは、共に右の例に該當する。偶、春屋や澄快は特に手習と讀書とに並び勝れてゐたかも知れないが、當時室町時代は學者の造詣を稱歎するには、いつも手習と學問とを併せ擧げる風があつたのである。「岩屋の草紙」に「手書學匠」と書いてあるのも、この草紙の主人

公が一人で書の大家と漢學の大家とを兼ねてゐるといふ意味である。

六

しかしごく初歩の所で辛棒するならば、前節に記した如く、習字の手本を少し工夫すれば漢學を特別に學習しなくてもすむわけである。身分の低い武士や庶民は實用に間にあへばよいのであるから、習字を専ら行つて、その間に日常必須の文字を學び覺えたものと思はれる。文字ばかりを集めた教科書には、古來千字文などもあるが、これでは文字の用法が分りかねる。又日用必須な常識を網羅した小さい百科全書ともいふべき教科書には、「口遊」の如きものがあるが、これも前と同じ缺點がある。それよりも寧ろ實用的な文章である日用の手紙を學ぶのが最も便利である。最も實用的な文章は手紙である。これを習字の手本とすれば、日用の語句の用法を知ることが出来るから、その學習の結果をすぐ日常の間に合はせる事が出来る。

鎌倉時代の末から、室町時代へかけての書道説明の本を見ても、書そのものゝ説明の外に、大抵手紙の書き方を併せ説いてゐるのが多い。竹馬抄といふのは、習字のみでなく、色々の教訓を集めたものであつて、斯波義將の作であるが、その中の習字についての教訓を見ても、書を練習しておかないと、人へ手紙を送る時に恥をかくもので

あるから、手習をせよといふ意味の教訓を掲げてゐる。

かくして初歩の學問は手習に限られ、手習の内容は實用的な手紙文を主とするやうになつて來たのである。

かく手紙文を習字の手本とするやうになつたのは、何時ごろからであらうか。一般に普及したのは、鎌倉時代になつてからであると思ふ。かゝる手本を「往來」といふ。「往來」は消息と同じ意味である。消息の原義は易の豊卦に「天地盈虛、與時消息」と用ひられる如く、消滅すると生息するとの意であるから、進退又は往來の意と一致するのである。然るに消息は轉じて、音信の意に用ひられるやうになり、往來も音信の意に用ひられるやうになつた。例へば白氏文集十七潯陽春と題する詩の中に、「先遣和風報消息」といふ句もある。故に往來の代りに消息と題する書も往々あるのである。消息と同じ意味で問答といふ名を附けたのには、鎌倉初期に中山忠親の「貴嶺問答」がある。難しい語には「雙魚」の名を附したのもある。古い例は見附からないが、江戸時代のもので「文章雙魚」といふのがある。刊行年時は不明であるが、江戸中期ごろかと思ふ。雙魚も書信の意味である。例へば、大江匡房が高麗への返牒を書いた中に「雙魚猶難達鳳池之月、扁鵲何得入鷄林之雲」といふ有名な例もある（續本朝文粹卷十二）。しかし

往來本には往來の名が主として用ひられ、他の名稱を使ふことは少かつた。

明かに往來と名づけた本も最も古いものは平安時代中期の藤原明衡(一七〇〇年代の始ころ)の著したと言はれる明衡往來である。明衡は出雲守であつたから、雲州消息とも雲州往來ともいふ。明衡往來といふけれども、明衡と他人と贈答した書簡のみを集めたのではない。發信人、受信人共に、色々の人の書信を集めてある。これらの人は皆實在の人であり、これらの手紙は實際に往復した手紙であるか、それとも模範として假に作つたのを集めたのか、この點がはつきりしない。明衡往來には異本があつて、普通に流布してゐる群書類従本は上中下の三卷を更に本末に分けた六卷本であるが、それ以外に上下二卷本、四卷本など色々ある。本によつて、同文の手紙であり乍ら、日附も發信人も一致せず、手紙の列べ方も一致しない。恐らく六卷本は最後に整理された形式であつて、原形は今日の本よりもつと違つたものでなかつたかと思ふ。従つて原形をつきとめない限り、明衡往來の中にある手紙が實用されたものか、假作のものか、明しがたい。併し明衡往來の中の二通は確に續本朝文粹の中に存して明衡の作つた書狀となつてゐる。然るに一通だけは明衡往來でも、發信者として明衡の名を明記してゐるが、他の一通は明衡往來では、發信者が「左近少將源」となり、或は「左衛

門佐高階となつてゐる。今の場合續本朝文粹の方を信じてよいと思はれるが、とにかく、二通でも實際に用ひられた手紙が明衡往來に收録されてゐるから、色々の古書を丁寧探索したら、明衡往來中にもつと實用された手紙があるかも知れない。

もし明衡以後の人の作つた實際の手紙も明衡往來の中にあるかも知れないのであるから、この往來は明衡以後に出來たものかも知れない。故にこの往來の編著者を明衡であると信ずることは早計なやうである。たゞし編著者は誰にしる、手紙の文體、手紙の内容などから見ると、平安時代のごく末まで下るものとも思はれないが、平安時代の末には明衡往來の外にまだ季綱往來、東山往來などもあるから、いづれが最古とも明確に言へない。故に今日では、明衡往來を最古の往來本の一つと見ておくのが、よからうと思はれる。

また明衡往來その他最古の往來の編著された始から、習字の手本として用ひられたか、否かは問題であるが、恐らく、最初は只作文の模範として編著されたものと思ふのである。しかし明衡往來も鎌倉時代末には確に、手本として用ひられたらしい。

鎌倉時代の末に栗田口の青蓮院で剃髮された入道尊圓親王が書かれた明衡往來の一部が遺つてゐて、東京の千葉胤明氏の所藏になつてゐる(書苑第一卷第四號及び第二卷第二號)これは明

かに手本として書かれたものと思はれる。今日の小學校や中學校の習字の手本のやうに手本として手頃な大きさの文字を書いてあるのである。入道尊圓親王は伏見天皇の第五皇子である。初、尊彦親王と申した。延慶三年親王となり、ついで青蓮院に入り、慈深法親王に従つて業を受け、應長元年薙髮して名を尊圓と改め、大乘院に住まれた。四度天台座主に任せられ、又四天王寺別當と爲られた。正平十一年薨じて居られる。親王は和歌を善くし、又頗る書道に達せられたので、朝野の書法はこれから一變したといふ。始め世尊寺行房に書を學び、後にその弟行尹に師事し、更に上代の書法を參酌して、青蓮院流の一派を開かれたのである。

親王が往來本を手本としてお書きになつた事は、親王の著、入木抄中にも明記されてゐる。「入木抄」は文和元年(三〇二二)十一月十五日後光嚴天皇に奉られたものであるが、その中に、

一當世多消息を手本とす、不可然事。

近日手本所望の輩多分消息也。所存にたがふといへども、人の所望にしたがひて、多にかきあたふるもの也。これしかしながら、不知案内の人の所爲には、一わう又如此だうりにて候。彼のともがらが意に思ふやうをさつし存候に、

能書に成て手本をもかき、色紙形、諷誦、願文をも清書せん事は不審なり。只指當りて、消息一通なだらかに書たらんに可爲足。仍消息をならふべしと存候歟。此條、ひとへに道をしらざるゆへなり。先此みちをばいかに意得、我器量をばいかに存じて、みだりに其法を定めて、分齊を置くべきぞや。(中略)。消息と申物はあながちに筆體をかひつくるはず、只するくくと書下候間、古賢の筆も手本に成ぬべきは希有の物にて候。まして當世の手跡、沙汰の外の事にて候。しかるを我は消息を習はむとて、能筆のかきすてたる消息、ひろひあつめて習學候は、更に消息をもなだらかにかき得ず候。まづいかにも道に志を深くして、清書の本を習候はむに、數奇もすたれ、器量も及ばず候は、さてとまり候とも、さすがに一しきり習て候はんに、功むなしかるべからず候へば、能書までならずとも、消息などは見苦しからぬ程にかき候べく候。はじめより消息と出立候は、消息をもかき得ず候なり。大宗の詞に、法を上にとる故に爲中、法を中にとる故に、下たる事を得と申ことも此心也。手本とて往來などかくは、たゞ書狀などにはにす、いさゝか筆をかひつくるひてこそかき候へども、それも消息にて候間、いかにも清書の物には筆仕もちがひ候也。(下略)

この文によつて、當時は「往來」といふ名稱で、手紙文を手習の手本に書くことが、一般に歓迎されたことが分る。親王は書道そのものから往來本を非難して居られるが、低い身分の武士、庶民は、親王の考へて居られるやうな高い程度の書を學ぶことは稀であるから、普通は往來本で十分であつた。尙、尊圓親王御筆といふ手習手本は色々ある。「康富記享徳三年（一一二四）七月廿二日の記事には、尊圓親王御筆御自作の詩歌一卷を、無雙之御手本也」と評してあり、一條兼良の「尺素往來」には、

近日者和字漢字、共以青蓮院尊圓親王御筆爲規模、而都鄙翫之。

と記してある位であるから、親王の御書は可なり廣く賞玩され、その書風は室町時代以降廣く流行した爲であるが、尊圓親王御筆を版本に刻したといふ奥書をつけた往來本が、庭訓往來、百也往來等色々ある。これらは親王より後に出來たものであつて、親王御筆といふのは明かに僞托であるが、和漢朗詠集に

延文元年七月二十日。爲□□手本所書與也。殊刷筆體、不可聊爾、永爲家珍、可傳來葉而已。

といふ奥書のある手本がある。これは年代の上からは、無理はないが、果して、その筆が親王筆として信用出來るものか、私にはわからない。

しかし尊圓親王の頃即ち鎌倉末期及び南北朝の頃に、往來本は確に習字手本として用ひられて居り、親王も書いて居られるのであるから、少し溯つて鎌倉中期には往來本が手本として用ひられてゐたと認めて良からうと思はれる。或は想像を逞しうすると鎌倉時代の初頭にも行はれたかとも思はれるのである。しかし習字手本は往來のみではなく、その他色々の者が用ひられたことは勿論である。いろは、和漢朗詠集はその著しいものである。

七

往來本がかく一般民衆の手習の手本となりつゝある事と、並行して、往來本の内容も初步の教科書として適當するやうに内容が變化して來るのである。

平安時代のごく末頃に出來た十二月往來といふのがある。古來菅原道眞の作と言はれてゐる。之を信ずれば、勿論明衡往來より古いが、明衡往來など古いものに比べて種々の點に於て後出の者と認められる。十二月往來は毎月往復各一通づゝの手紙を集めたものである。(一)十二月往來の文は明衡往來に比べて文章が平易通俗になり、鎌倉時代風の和臭を帯びたものになつてゐる。(二)明衡往來の文は實際に用ひたものと見うるほど事實に迫つた内容を持つてゐるが、十二月往來はいかにも手

紙の模範として作つたらしい型に嵌つた手紙を集めてある。(三)十二月往來は二十四通の手紙しかないが、明衡往來には六卷本では二百十五通の手紙がある。初學用としては十二月往來の方が便利である。(四)明衡往來は、その手紙の排列が一定の法針に嚴密に従つてない。日附のない手紙もある。十二月往來は必ず毎月二通である。従つて十二月往來は大體から見ても、一般に往來本を初學の教科書として認められた後に、出來たものかと思はれる。即ち著作の動機に於て、從來のものよりも一層教科書製作の意圖が明かである。十二月往來はその中に大江匡房の「江家次第」を引いてゐるから、決して菅公當時のものでなく、百年以上後に出た大江匡房より尙後のものである。しかるに鎌倉初期に新十二月往來といふのがあつて、藤原良經の作と認められるから、十二月往來は大江匡房(一七〇一—一七七一)より藤原良經(一一八二—一二六六)の間に出來たものに違がない。これをもう少し限定して見ると恐らく江家次第が出來た當時のものでなく、それよりやゝ久しい年代を経た後に、江家次第が故實の參考書として有力なものであると一般に信せられた時以後のものと思はれるから、まづ一八〇〇年以後、良經幼少の頃までのものであらうと思ふ。

十二月往來の形式は非常に歡迎されたと思えて、新十二月往來以下久しく襲用さ

れ、江戸時代中期まで繼續するのである。但し凡ての往來本が江戸時代まで十二月往來の形式を襲つたのではないが、この形式に従つたものが多いのである。

附記、書苑第四卷第二號に法性寺關白忠通公筆消息往來といふのが掲げてある。消息が六篇だけ現存し、冬三月の往復の手紙となつてゐるさうであるから、元來は春夏秋も具備し、二十四通の往復がそろつてゐたらしい。手習の手本であるから、平安時代末にも消息を手本としたこともあつたのである。もし忠通の筆とすれば、忠通の死去した長寛二年（一一九〇年）以前に出來たものであるが、全形が今日では分らないし、もし原形が二十四通を十二箇月を配當してあつたとすれば、十二月往來より若干年古いものであるけれども、十二月往來ほど流布しなかつたらしいから、十二月二十四通の往來本の最古の形式はその流布の點よりして十二月往來を以て最初のもものと代表させても大して不都合でないと思はれる。

なほこゝに想像することを許されるならば、かく二十四通ほどの分量の少い往來本が歡迎されたといふ理由は、單に往來本が手紙の模範文集たる時代には、ちよつと考へにくい。手紙を書く必要のある場合を網羅する點から言へば、手紙が多く含まれてゐる方がよいと思はれる。分量の少いのが歡迎されたのは、それが習字手本兼

用としての役目を帯びるやうになつた爲ではないかと思ふ。習字手本とすれば文字の大きさが大きいから、手紙が多くては、一冊にまとまりにくいのである。

八

遂に鎌倉時代の末になると、手習といふ語が「初歩の教育」と同じ概念と見られるやうになつて來た。何か或學藝の入門を手習といふやうになつて來た。つまり「手ほどき」といふやうな意味になつたのである。

平安時代貴族の教育では子供の教育は必ずしも手習を先とし又は主としたのではないが、鎌倉時代では大抵手習のみで學習を終るか、又は漢籍に進むにしても、先に手習を學ぶのが一般の順序であつたらしい。

源平盛衰記卷二十五に、木曾義仲が子供の時に、

馬ヲ馳セ、弓ヲ射モ、是モ平家ヲ攻ムベキ手習ゾ

と思つて、武藝を練磨したとある。もとよりこれは義仲の語でなくして、盛衰記著者の考を表現したと見るべきである。盛衰記の原型は恐らく鎌倉時代の末に出來たものと思ふ。

右の手習の語は乗馬の練習、弓を射る練習が平家を亡すべき工夫の第一歩である

といふ意味である。これは明かに、手習が初步の教育の中心となつてゐた、むしろ「初步の教育」と手習とが殆ど同一の概念であつたことを示してゐると信じてよからう。こゝで注意すべきは、平安時代に習字以外に種々の意味に手習といふ語を使つたから、こゝの「平家を攻むべき手習」も、平安時代以來あつた用法の繼續ではないかといふ疑問もおこるが、この疑問は誤である。何となれば、平安時代の用法は習字以外でも多く書道に關してゐるから「手」の技術であつた。それ以外の用法でも、琴や舞などに關する手習であつて、凡て「手」の技術の練習である。然るに「平家を攻むべき手習」は思考作用に關して、手習と使つたのであるから、全く新しい用法である。かつて無かつた用法である。

同様に手本といふ語も、習字以外に廣く用ひられるやうになつて來る。手本は平安から鎌倉へかけては習字の手本に限られてゐるが、鎌倉の末か、南北朝になつて、凡て模範とか標準とかいふ意味に使ふやうになる。南北朝時代の末に出來た太平記卷七に、元弘三年大塔宮護良親王が吉野の城に立籠つて北條氏の大軍と戦はれたが、城が今や攻落されさうになつた時、村上義光が親王の御身代に櫓の上で自害して死ぬ。その時、義光は、只今自害スル有様見置テ、汝等ガ武運忽ニ盡テ、腹ヲ切ンズル時ノ

手本ニセヨ」と大音聲に、宮の御名を名乗つて切腹する。續いて義經記卷六にも、自害せんずる者の爲に是こそ末代の手本よ。」とあり、更に細川頼之記に、寔ニ當時ノ人手本トモ可成人ナリ。」などと使つてある。

これらは明かに習字以外に、手本と使つた例である。手習を習字以外に、手本を書道以外に使つた例が、よく探せば源平盛衰記や太平記以前にも、あるかも知れないが、まづ鎌倉時代末、せいゝ中期に始るかと思はれる。これらの用例の起つた事は、言ふまでもなく、習字が廣く一般に普及し、手習とか手本とか言ふ語が極めて日常普通
に用ひられたからである。と論斷してよからうと思ふ。(昭和三年六月)(以下次號)